

海上輸送の安全にかかわる情報
(平成28年度)

国土交通省海事局

目 次

はじめに	1
1 立入検査の状況	2
2 命令に係る事項	3
3 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項	
(1) 船舶事故等の発生状況	6
(2) 船種別事故等の発生状況	7
(3) 主な指導内容	9

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第25条の2」に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものであり、「海上運送法施行規則第19条の2」及び「内航海運業法施行規則第17条の2」に定める以下の情報を記載しています。

- 立入検査に係る事項
- 命令に係る事項
- その他輸送の安全に重大な関係を有する事項

1 立入検査の状況

平成28年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者等の船舶及び事業場に対して3,068件の立入検査を実施しました。特に事故発生時には再発防止を図るため、立入検査を厳しく実施し法令違反の有無の確認、早期に講ずべき対策を検討するための調査に努めました。

また、立入検査の結果、問題等が認められた事業者に対する処分（指導を含む。）は49件であり、うち3件については「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況及び処分状況

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事故発生時等の立入検査（注①）実施件数	38	110	89
通常時の立入検査（注②）等実施件数	2,151	2,409	2,979
合計	2,189	2,519	3,068
処分実施件数（注③）	23	35	49
うち、安全確保命令発出件数（注④）	3	6	3

注①：事故発生時などに緊急に行われる検査

注②：通常時定期的に行われる検査

注③：輸送の安全確保に関する処分（指導又は命令）を行った件数

注④：処分実施案件のうち、安全確保に関する命令を発出した件数

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

2 命令に係る事項

平成28年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた事案3件に対して、海上運送法第19条第2項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発しました。これら事案については、以下のとおりです。

案件1 航行中に火災が発生し船舶が沈没した事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 九州商船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 平成28年4月18日
所管運輸局 : 九州運輸局

【事故概要】

平成27年11月15日、一般旅客定期航路「長崎～有川航路」において、旅客船「ビッグ波羅門キング」（総トン数19トン）は船長及び乗組員2名が乗り組み、乗客6名を乗せ、西海市江ノ島沖を航行中、機関室からの出火により火災が発生した。乗組員及び乗客は付近で操業していた漁船に救助され、当該旅客船はその後沈没した。（死傷者等なし）

【原因】

本船出航前に乗組員が機関等について発航前点検を実施しており、その際には異常は見つかっておらず、火災発生後船舶も沈没したため、出火原因は不明。

【命令内容】

以下の措置を可及的速やかに講じること。

（1）安全管理規程遵守のための措置

- ①安全管理規程に基づき、事故処理基準に定める海上保安部署への迅速な通報及び事故発生時の船長のとるべき措置等について教育を徹底すること。
- ②安全管理規程に基づき、安全統括管理者及び運航管理者は、船員法や安全管理規程を役職員及び各船乗組員に対して遵守させるため、安全教育の実施計画を作成し、その実施を図ること。
- ③安全管理規程に基づき、法令に定める防火・防水・非常操舵操練及び事故処理訓練計画を作成し、実施を図ること。

（2）事故対策改善のための措置

安全管理規程に基づき、経営トップは社内に事故調査委員会を設置し、次の事項について具体的な対策を検討すること。

①火災事故の具体的な再発防止策

- ・発航前点検において火災を発生させないための実践的な機関部にかか

る点検の手順書を作成のうえ、それに基づき船長及び機関長は点検を実施し、その確認を運航管理者が行うこと。

- ・火災発生時の対応手順書（機関停止、ファンの停止、燃料遮断等の手順を示したもの）を作成すること。
- ・その他再発防止に向けて有効な対策を講じること。

②脱出時の安全確保のための措置

- ・安全管理規程に避難誘導を明記すること。
- ・事故処理基準に、退船時には、確実に救命胴衣を着用させることを明記すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

案件 2 航行中に火災が発生し死亡者が出た事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 藤澤 太（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 平成28年8月25日
所管運輸局 : 四国運輸局

【事故概要】

平成27年4月12日、海上タクシー「ふなだ」（総トン数19トン）は船長1名が乗り組み、乗客4名を乗せ、愛媛県今治市大下港内を航行中、機関室から火災が発生した。乗客及び船長は海中へ飛び込み避難したが、乗客2名が死亡し、当該船舶は焼損し沈没した。

【原因】

出火原因については明らかになっていないが、監査において、機関にかかる発航前点検を実施しておらず、また、事故発生時に乗客に救命胴衣を着用させていなかったことが認められた。

【命令内容】

1. 発航前点検を確実に実施し、実施後は記録簿に必ず記録すること。
2. 事故発生時には、確実に救命胴衣を着用するよう迅速に指示を行うこと。
3. 事故発生時には、海上保安官署に対し、迅速に船長から緊急通報を行うこと。

※上記2、3について、具体的な状況を想定したうえで事故処理訓練を実施し、以後の定期的な訓練の実施計画を作成すること。

【改善措置の確認】

- 事故発生後、事業を再開していない。

案件3 海技資格者（船長）不在のまま運航したことを受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 福本フェリー(株) (一般旅客定期航路事業)
発出年月日 : 平成28年10月31日
所管運輸局 : 中国運輸局

【法令違反概要】

平成28年7月5日、一般旅客定期航路事業「向島～尾道航路」において、フェリー「第12小浦丸」（総トン数125トン）が、海技資格者（船長）不在のまま運航していたことから、尾道海上保安部に検挙された。（船舶職員及び小型船舶操縦者法違反）

【原因】

船長が腹痛を訴えたため下船させ、同社の代表取締役で、安全統括管理者兼運航管理者が無資格のまま船舶を運航したものの。

【命令内容】

1. 新たに選任された安全統括管理者等の組織の下で、関係法令等を遵守し確実な安全運航を行えるよう体制を見直すこと。
2. 船舶検査証書の原本を船内に備えておくこと。
3. 運航管理者は適正な海技資格者が乗り組んでいること等発航前点検の結果を確認すること。また、必要な事項について安全管理規程を見直すこと。
4. 運航管理者は海技資格者の乗り組み等適正な配乗計画を作成し、その実施について確認すること。また、必要な事項について安全管理規程を見直すこと。
5. 関係法令及び上記3、4により見直した安全管理規程について、上記1により新たに見直した組織体制の下、安全統括管理者及び運航管理者を含む全従業員に対し輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について具体的な事例を用いた安全教育を定期的実施し、各人の理解について効果把握を行うなどして周知徹底を図ること。併せて実施した安全教育についてその内容を記録すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを運輸局において確認した。

3 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項

(1) 船舶事故等の発生状況

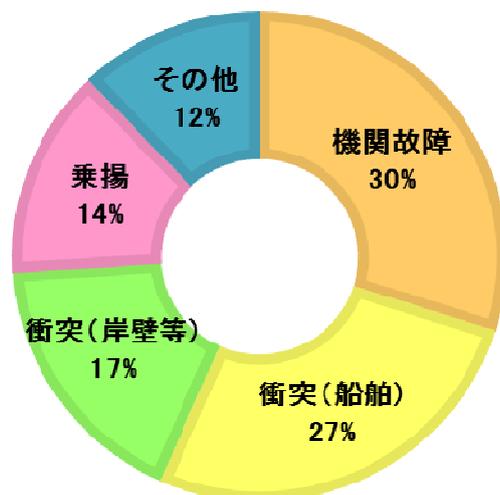
平成28年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年度比34件（約16%）減の176件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「機関故障」が全体の約30%を占めており、以下、「衝突（船舶）」が約27%、「衝突（岸壁等）」が約17%、「乗揚」が約14%となっています。

(件)

事故等種類別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3年間の合計
衝突（岸壁等）	33	38	32	103
衝突（船舶）	47	62	49	158
乗揚	34	23	25	82
機関故障	67	67	43	177
火災	5	6	5	16
浸水	3	4	2	9
漂流	2	0	2	4
沈没	0	1	2	3
油流出	8	5	9	22
その他	7	4	7	18
合計	206	210	176	592

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別発生状況

① 旅客船

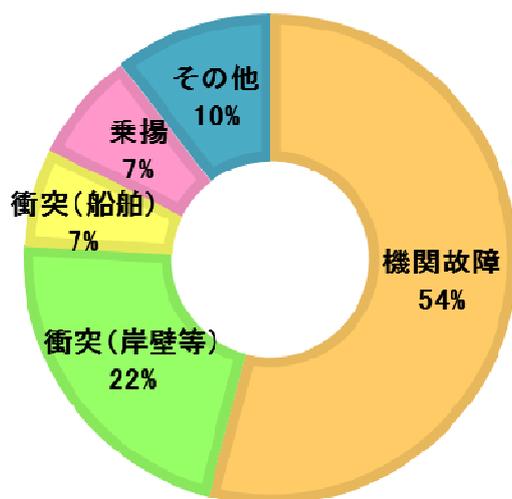
平成28年度の旅客船の事故等の発生件数は、対前年度比3件（約4%）増の86件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「機関故障」が約54%、「衝突（岸壁等）」が約22%、「衝突（船舶）」及び「乗揚」が約7%ずつ占めています。

(件)

事故等種類別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	23	18	16	57
衝突(船舶)	3	5	9	17
乗揚	6	4	9	19
機関故障	54	48	39	141
火災	1	3	3	7
浸水	1	2	2	5
漂流	1	0	1	2
沈没	0	0	0	0
油流出	2	1	1	4
その他	1	2	6	9
合計	92	83	86	261

旅客船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



② 貨物船

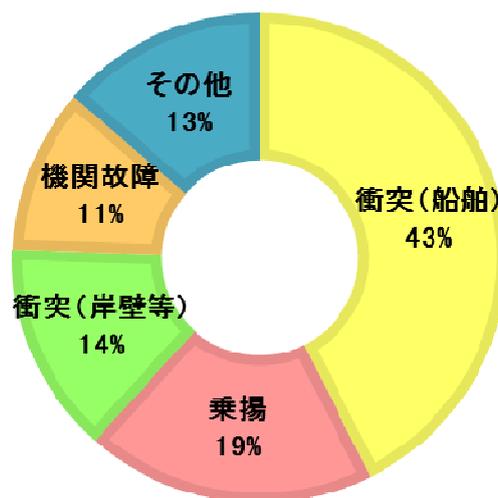
平成28年度の貨物船の事故等の発生件数は、対前年度比37件(約29%)減の90件となりました。

事故等種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)をみると、「衝突(船舶)」が約43%、「乗揚」が約19%、「衝突(岸壁等)」が約14%、「機関故障」が約11%を占めています。

(件)

事故等種類別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	10	20	16	46
衝突(船舶)	44	57	40	141
乗揚	28	19	16	63
機関故障	13	19	4	36
火災	4	3	2	9
浸水	2	2	0	4
漂流	1	0	1	2
沈没	0	1	2	3
油流出	6	4	8	18
その他	6	2	1	9
合計	114	127	90	331

貨物船の事故等種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)



(3) 主な指導内容

平成28年度、事故等を起こした事業者に対し、輸送の安全確保に関する指導に係る文書により再発防止のための指導を行いました。主な指導内容については、以下のとおりです。

① 旅客船の濃霧での視界不良による乗揚事故

【事故概要】

平成28年5月10日、旅客船が港において回頭し着岸しようとしたところ、局地的な濃霧のため、急激な視界不良により本来のコースからずれたため、本船を一旦停止し切り返しを行っていたところ、浅瀬にプロペラが接触した。(死傷者等なし)

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 今般の事例を踏まえ、濃霧の際はより慎重な操船を行うよう乗組員に対して周知徹底すること。
- 目的地の気象・海象に関する情報のうち、輸送の安全確保のために必要と判断されるものについては、船長に確実に連絡すること。

② 旅客船の船底の破孔による浸水事故

【事故概要】

平成28年5月23日、旅客船が着岸直前に警報が鳴り、機関室を確認したところ浸水が見られた。着岸後、乗客は避難し、ダイバーが応急措置を行い、浸水を止め、排水作業を行った。(負傷者等なし)

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 船底のスラッジ除去を励行し、電蝕を発生させる金属製品の除去を確実にすること。

③ 旅客船の居眠り運航による衝突事故

【事故概要】

平成28年6月20日の夜、雨は降っていたものの見通しがきかない程ではない中、旅客船が乗客13名を乗せ通常の航路、速度で航行していたところ、目的地の港の防波堤に船首部から衝突し、乗客5名が負傷した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故の再発防止策として、居眠り運航防止策の徹底と常時適切な見張りの確保をすること。

- 緊急時連絡先を記載した非常連絡表を船橋に掲示し、非常時には事故処理基準に従い当局へ速やかに連絡すること。

④ 旅客船が着岸時に風に流され他船との接触事故

【事故概要】

平成28年6月27日、旅客船が着岸する際、陸上作業員により船首側の係船索を取り、続いて船尾を岸壁に寄せようとしたが、風を受け船尾が岸壁から離れ始めたため、後進を掛け体制を立て直したうえで再度着岸を試みようとしたが、行き足がない状態で風に流され、停泊していた他の船舶に接触した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 今般の事例を踏まえ、気象・海象および港内の状況に応じた、より慎重な操船を行うよう乗組員に対して周知徹底すること。

⑤ 貨物船の見張り不十分等による他船との衝突事故

【事故概要】

平成28年7月15日、貨物船が港での揚荷役終了後、空船にて航行中、付近を航行していた貨物船と衝突した。衝突した船舶は、損傷及び浸水があったものの乗組員の死傷者等はなかった。衝突を受けた船舶は、船首の一部が海上に出た状態で沈没し、乗組員3名のうち2名が死亡、1名が軽傷であった。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 船舶所有者・乗組員等に対して、安全管理規程・船員法・海上衝突予防法等の関係法令、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図ること。

⑥ 貨物船の操舵不能による他船との衝突事故

【事故概要】

平成28年9月16日、貨物船が航行中、ブラックアウト（船内電源の喪失）により操舵不能となり、付近を航行していた貨物船と衝突した。（負傷者等なし）

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 発航前点検を確実に実施し記録するよう、船長に周知・徹底すること。
- 発電機用燃料こし器の目詰まりによるブラックアウト防止のため、対策

を検討すること。

- 乗組員に対して、安全管理規程、関係法令、事故・不具合事例等、輸送の安全を確保するために必要と思われる事項に関する安全教育の徹底を図ること。
- 今般の事故等、実際の事例を踏まえた全社的な事故処理訓練を実施すること。